第8章　事　　業

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例

昭和44年3月24日
条例第3号

改正　昭和45年11月2日条例第9号　昭和46年7月9日条例第1号
昭和50年8月9日条例第1号　昭和54年3月24日条例第2号
昭和56年4月16日条例第1号　平成3年3月11日条例第1号
平成14年2月20日条例第1号　平成18年1月23日条例第1号
平成18年3月27日条例第3号　平成19年2月21日条例第3号
平成20年3月31日条例第3号

（設置）

第1条　本組合は、火葬を行い、葬儀等の場を提供し、もって公衆衛生の向上及び住民の福祉増進に寄与するため、火葬場（以下「葬祭施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　葬祭施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730番地

（職員）

第3条　葬祭施設に場長その他必要な職員を置く。

（使用の許可）

第4条　葬祭施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2　管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条　管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、葬祭施設の使用を許可しない。

(1)　秩序及び風俗を乱すおそれのあるとき。

(2)　施設、付属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を滅失し、又はき損するおそれのあるとき。

(3)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるおそれのあるとき。

(4)　その他管理上支障のあるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　第4条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3)　虚偽の申請、その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(4)　災害その他の事故により使用ができなくなったとき。

(5)　その他公益上特に必要があるとき。

2　管理者は、使用者が前項第1号から第3号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

（使用料）

第7条　葬祭施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2　前項の使用料は、許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条　管理者は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権譲渡等の禁止）

第 10 条　使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第 11 条　使用者は、葬祭施設の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害の賠償）

第 12 条　使用者は、自己の責に帰すべき事由により施設等を破損又は滅失したときは、管理者の指示に従い、原状に修復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 13 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 45 年 11 月 2 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 46 年 7 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 50 年 8 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 54 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 56 年 4 月 16 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 3 年 3 月 11 日条例第 1 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 14 年 2 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年 2 月 21 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表　（第7条関係）

葬祭施設の使用料

区分		単位	使用料	
			管内	管外
火葬	13 歳以上	1体	10,000 円	50,000 円
	13 歳未満	1体	7,000 円	35,000 円
	埋葬した死体(改葬)	1棺	6,000 円	30,000 円
	死産児	1胎	5,000 円	25,000 円
	身体の一部	1件	5,000 円	25,000 円
式場	通夜に使用する場合	1回	70,000 円	140,000 円
	夜間に使用する場合	1回	10,000 円	20,000 円
	告別式に使用する場合	1回	70,000 円	140,000 円
遺族控室 (待合室)	初七日等に使用する場合 (告別式後午後五時まで)	1回	5,000 円	10,000 円
霊安室	1棺	24 時間	5,000 円	10,000 円

備考

(1)　この表において、「管内」とは死亡者(死産児については、その父又は母)の死亡時の住所又は申請者(喪主)の使用許可時の住所が匝瑳市、多古町、横芝光町匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約(昭和 44 年千葉県指令第 516 号)の別表に掲げる区域とする。)の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている場合をいい、「管外」とはそれ以外の場合をいう。

(2)　火葬に伴う待合室使用の場合に限り、1室のみ無料とする。

(3)　式場使用料には、祭壇、その他付属設備及び遺族控室1室の使用料を含む。